

平成26年度

工事設計書

工事番号

工事名

流26上流第13号の11の1

木津川上流流域下水道
木津川上流浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））

当初設計

関

施工箇所 相楽郡精華町下粕棕ノ木 地内

設計額	円 ()	請負対象額	円 ()	工期	平成26年4月1日 から 平成27年4月30日 まで
請負額	円 ()	精算額	円 ()	今回支払額	

延長

工 幅員
種

数 量

摘 要

下水汚泥（脱水） 処分業務（セメント資源化）

予定数量

3,120 t

平成26年度 2,880 t

平成27年度 240 t

設計概要

費 目	金 額	摘 要
業 務 依 託 費		
業 務 価 格		
消 費 税 相 当 額		
設 計 合 計 (税 抜 ぎ)		
H26 年 度 見 込 額 (税 抜 ぎ)		t × 2880 円/t =
H27 年 度 見 込 額 (税 抜 ぎ)		t × 240 円/t =
設 計 合 計 (税 込 み)		
H26 年 度 見 込 額 (税 込 み)		
H27 年 度 見 込 額 (税 込 み)		

委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
委託費	(業務委託費)							
	直接業務費							
		汚泥処理処分費	処分費	t	1			見積
	業務価格							
		消費税相当額						
業務委託費								

平成26年度

工事設計書

工事番号

工事名

流26上流第12-01号の2の1

木津川上流流域下水道
木津川上流浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））

当初設計

関

施工箇所

相楽郡精華町下狛棕ノ木 地内

設計額

円
()

請負対象額

円
()

工期

平成26年4月1日 から
平成27年4月30日 まで

請負額

円
()

精算額

円
今回支払額

延長

工

幅員
種

数

量

摘

要

下水汚泥（脱水）運搬業務（セメント資源化）

予定数量

下水汚泥（脱水）

3120

t

平成26年度 2880t

平成27年度 240t

設計概要

費 目	金 額	摘 要
業 務 依 託 費		
業 務 価 格		
消 費 税 相 当 額		
設計合計 (税抜 き)		
H26年度見込額(税抜き)		t × 円/t = 2,880
H27年度見込額(税抜き)		t × 円/t = 240
設計合計 (税込 み)		
H26年度見込額(税込み)		×1.08=
H27年度見込額(税込み)		×1.08=

委託費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
委託費	(業務委託費)							
	直接業務費							
		汚泥処理処分費	運搬費	t	1			計算書参照
	業務価格							
		消費税相当額						
業務委託費								

共同方式

流26上流第13号の11の1

木津川上流流域下水道

木津川上流浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））仕様書

本仕様書は、浄化センターの下水処理過程で発生する下水汚泥を収集運搬する収集運搬者（以下「収集運搬者」という。）と運搬先の下水汚泥を処理処分する処理処分者が公告等で定める単体業者またはグループ業者（以下「グループ業者等」という。）で一般競争入札する共同一般競争入札方式の処理処分業務委託（以下「業務委託」という。）分について定めたものである。

なお当該受託者以外にも当該業務委託と同様な業務を受託している受託者（以下「その他受託者」という。）がいる。

第1条 業務委託内容

1 業務委託する対象品目（汚泥形態）および処分方法

汚泥形態 下水汚泥（脱水）

処分方法 セメント資源化

以下「下水汚泥」と称する。

2 契約及び委託予定期間

（1）契約期間

契約締結日から平成27年4月30日まで

（2）委託予定期間

契約締結日から平成27年4月30日まで

委託予定期間とは契約期間の内、実際に業務を委託するであろう予定期間のことをいう。なお、予定であるため変更することがある。

3 契約期間内予定数量

契約期間内に処理処分業務委託する予定数量は次のとおりである。

3,120 t

なお、当該数量は第1条第1項に示す汚泥形態での量である。また、見込み量であるため必ずしも全量を保証するものではない。

4 収集場所（下水汚泥積込場所）

相楽郡精華町下粕椋ノ木地内 木津川上流浄化センター 汚泥脱水機棟

5 収集運搬者

当該業務を受託したグループ業者等の内、収集運搬業者

なお、グループ業者等で十分協議し協力して業務を実施すること。

第2条 契約履行に関する条件

受託者は第1条に示す業務を履行するにあたり、次の条件を満たさなければならない。

1 搬入について

（1）搬入車両については次の仕様としているので了解し搬入を認めること。

ア. 呼称10t車以上の車両

なお、呼称10t車とは最大積載重量10t前後の車両を言う。

- イ. コンテナ又はダンプトラック仕様
- ウ. ダンピングが可能
- エ. 天蓋・パワーシート等で荷台全部を覆うことが可能
- オ. 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉可能

(2) 搬入日時は、原則、深夜早朝を除く月曜日から土曜日とする。

なお、緊急時や収集時間、交通事情等で搬入車両が搬入日時以外に到着した場合は法令及び近隣関係者との協定等に支障がない限り、搬入日時調整のため処理処分先敷地内に搬入車両の待機場所を提供するなど協力を可能な限り行うこと。

(3) 搬入日時及び1日又は1ヶ月あたりの搬入回数

詳細は、第1条第3項で示す契約期間内予定数量、指示時点で下水処理状況・その他受託者の処理処分状況・収集運搬者の収集運搬能力・収集運搬者の意見等々から総合的に判断して、別途監督職員が月間搬出計画書等で指示する。

なお、指示するにあたって受託者は次の様な項目についての意見を述べる事が出来る。京都府（以下「委託者」という。）は下水汚泥の排出者としてこれらの意見を参考に指示する。

また、意見は書面で行わなければならない。

- ア. 処理処分状況等
- イ. 搬入日時及び1日又は1ヶ月あたりの搬入回数等について、直接関係業務受託者間での調整した結果
- ウ. その他受託者が特に述べたい意見

(4) 事前協議をすれば本条第1項(2)以外による搬入受入も可能とすること。

なお、緊急時等は事前協議なしに本項(2)以外による搬入受入の指示をする場合がある。この場合は、処分地周辺の関係者との協定等で調整が必要等やむを得ない場合を除き受入すること。

(5) 1日あたりの搬入回数は本項(1)アで示す車両で、次の回数を想定している。
1～2回

なお、搬入日時・回数・量等は下水処理状況又は下水処理設備の点検・整備・修繕・新改築工事、収集運搬者の都合、事故故障、運搬ルートの交通事情等により変動し監督職員の指示と異なる場合があるので注意すること。

2 受入条件明示

- (1) 受託者は本仕様書で示す条件の範囲内で処分地周辺の関係者との協定等で下水汚泥受入に関する条件があればすみやかに書面にて明示すること。
- (2) 処理処分設備の計画的な点検等で処理処分や搬入受入出来ない時期（以下「受入休止期間」という。）があれば事前に休止期間（日時）と休止理由を書面で届出ること。なお、届出内容が合理的でないと判断した場合は契約解除する。

3 受入にあたっての協議・調整

- (1) 本条第2項(2)の届出をした場合は、契約締結後すみやかに、その他受託者及び浄化センター担当者の3者で受入休止期間が重ならない様に調整すること。
- (2) 本項(1)に示す調整の結果、受入休止期間が重なった場合は、原則、受託者の責任で再委託先確保するなどして処理処分や搬入受入に支障がないように調整

すること。

- (3) 本項(2)に示すが調整が不可能な場合は、協議の上、本条第1項(3)で示す指示をしない又は変更契約をする。受託者は協議において変更契約を拒否することが出来る。なお、変更契約締結を拒否した場合は今後の入札に関して不利益を与えないが、当該処理処分業務委託契約を解除する場合がある。

第3条 法令等遵守事項

受託者は以下の法令等を遵守し不法行為をおこなってはならない。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
- 2 処分先自治体の条例も含む関係法令。
- 3 その他関係法令

第4条 その他注意事項

- 1 受託者は近隣関係者とトラブルが生じないよう十分注意し、処理処分に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合、すみやかに自らの責任で対処しなければならない。
- 2 業務実施にあたっては別途契約している関係業務受託者と十分協議し協力すること。特に、搬入の予定時間については十分に調整を行い、運搬ルート交通事情等で予定時間がずれると収集運搬者から連絡があった場合は臨機応変の対応をすること。
- 3 処理処分量は、その都度トラックスケール等で計量すること。なお、日収集処理処分量はその合計値とする。
- 4 受託者の処理施設（焼却設備等）の故障等で受託している処理処分が一時的に不可能となる等緊急時には、原則、受託者が再委託するなどして受託している業務を行うように努めること。

なお、緊急時には委託者も事前に指示した処理処分下水汚泥量を変更するなどの調整をするが、協議の上の契約変更又は契約解除をする場合もあるので注意すること。

第5条 提出書類

- 1 契約時に提出する書類
 - (1) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (2) 作業計画書
 - (3) 下水汚泥搬入にあたっての地元等の協定（開示できない場合は、協議のこと。）
- 2 委託料請求時に提出する書類
 - (1) 実績報告書
 - (2) 請求書
 - (3) 電子マニフェストの処分終了報告

第6条 再委託

- 1 受託者は、廃棄物処理法第14条第14項のただし書きにより本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令の規定により、「再委託承諾願」を事前に提出し、府の承諾を得ること。また、「再委託承諾願」には再委託先に関する第5条第1項に示す書類を添付すること。

なお、処分地から再委託先まで収集運搬が必要な場合は別途収集運搬業務委託契約内容

と同等の条件を遵守しなければ認めない。

2 再委託が廃棄物処理法及び関係法令、本委託契約（本仕様書含む）にもとづいているかの確認を目的に受託者は再委託契約後すみやかに再委託契約書の開示及び写しの提出を求める。なお、目的に対して必要ない部分の開示及び写しの提出は不要とする。

3 受託者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。

4 受託者は、再委託する内容に変更が生じた場合、直ちに府の承諾を得て、変更後の内容で本条第1項～第2項の手続きを行うこと。

第7条 マニフェスト

電子マニフェストのJWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

第8条 その他

本仕様書に定めのない事項は、受委託者間で協議の上、監督職員が指示する。

共同方式

流26上流第12-01号の2の1

木津川上流流域下水道

木津川上流浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））仕様書

本仕様書は、浄化センターの下水処理過程で発生する下水汚泥を収集運搬する収集運搬者と運搬先の下水汚泥を処理処分する処理処分者（以下「運搬先」という。）が公告等で定める単体業者またはグループ業者で一般競争入札する共同一般競争入札方式の収集運搬業務委託（以下「業務委託」という。）分について定めたものである。

なお当該受託者以外にも当該業務委託と同様な業務を受託している受託者がいる。

第1条 業務委託内容

1 業務委託する対象品目（汚泥形態）

下水汚泥（脱水）

以下「下水汚泥」と称する。

2 契約及び委託予定期間

（1）契約期間

契約締結日から平成27年4月30日まで

（2）委託予定期間

契約締結日から平成27年4月30日まで

委託予定期間とは契約期間の内、実際に業務を委託するであろう予定期間のことをいう。なお、予定であるため変更することがある。

3 契約期間内予定数量

契約期間内に収集運搬業務委託する予定数量は次のとおりである。

3,120 t

なお、当該数量は第1条第1項に示す汚泥形態での量である。また、見込み量であるため必ずしも全量を保証するものではない。

4 収集場所（下水汚泥積込場所）

相楽郡精華町下粕椋ノ木地内 木津川上流浄化センター 汚泥脱水機棟

5 運搬先

当該業務を受託したグループ業者等が提出した入札参加資格審査申請書類調書記載の処理処分施設設置場所

なお、グループ業者等で十分協議し協力して業務を実施すること。

第2条 契約履行に関する条件

受託者は第1条に示す業務を履行するにあたり、次の条件を満たさなければならない。

1 収集運搬車両等について

使用する収集運搬車両（以下「車両」という。）はコンテナ又はダンプトラック仕様とし詳細は次のとおりである。

なお、コンテナを使用する場合、その運搬に自動車以外の車両（船舶・鉄道等）の使用を認める。

- (1) 呼称10t車以上の車両であること。
なお、呼称10t車とは最大積載重量10t前後の車両を言う。
- (2) 道路運送車両法に定める検査に適合し検査後改造していない車両であること。
- (3) 第1条第4項及び第5項で示す敷地・施設建屋内等に車両を進入させ、下水汚泥（固形分・水分問わず）を落下又は飛散させることなく搬出搬入が可能な車両形状であること。
- (4) 運搬ルート上における道路法並びに道路交通法等に定める制限内、制限外にあっては許可されている車両であること。
- (5) ダンピングが可能であること。
- (6) 落下及び飛散による下水汚泥の流出防止（固形分・水分は問わず）並びに臭気対策のため荷台部は次の要件を満たすこと。
 - ア. 天蓋・パワーシート等で荷台全部を覆うことが可能であること。
 - イ. 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉が可能であること。

2 収集運搬について

- (1) 原則、土日祝日を含む毎日の収集運搬が可能とすること。
- (2) 原則、24時間こちらの指定時間に収集運搬が可能とすること。
- (3) 収集運搬日時及び1日又は1ヶ月あたりの収集運搬回数
詳細は、第1条第3項で示す契約期間内予定数量、指示時点での下水処理状況・運搬先の処理処分能力・運搬先の意見等々から総合的に判断して、別途監督職員が月間搬出計画書等で指示する。
なお、指示するにあたって受託者は次の様な項目についての意見を述べる事が出来る。京都府（以下「委託者」という。）は下水汚泥の排出者としてこれらの意見を参考に指示する。
また、意見は書面で行わなければならない。
 - ア. 車両状況等
 - イ. 収集運搬日時及び1日又は1ヶ月あたりの収集運搬回数等について、直接関係業務受託者間での調整した結果
 - ウ. その他受託者が特に述べたい意見
- (4) 1日あたりの収集運搬回数は本条第1項（1）で示す車両で次の回数を想定している。
1～2回

なお、収集運搬日時・回数・量等は下水処理状況又は下水処理設備の点検・整備・修繕・新改築工事、事故故障、運搬先の都合等により変動し監督職員の指示と異なる場合があるので注意すること。

第3条 法令等遵守事項

受託者は以下の法令等を遵守し不法行為をおこなってはならない。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
- 2 運搬先自治体の条例も含む関係法令。
- 3 道路交通法等の運搬関係法規。

特に、自動車検査証に記載している最大積載量を超えて運搬しない様に注意すること。

- 4 コンテナの運搬に自動車以外の車両（船舶・鉄道等）を使用する場合はそれらの関係法令。
- 5 その他関係法令。

第4条 その他注意事項

- 1 第1条第4項及び第5項で示す収集場所及び運搬先の敷地内並びに運搬ルート of 道路等（航路・鉄道含む）の利用者と、これらの近隣関係者等とトラブルが生じないように十分注意し、安全な運搬に努めること。
 - （1）第三者との間にトラブル（交通事故含む）が生じた場合、すみやかに自らの責任で対処し、必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を書面にて報告（速報としての電話等の口頭やメールは可）しなければならない。
 - （2）運搬中、第1条第4項及び第5項で示す収集場所及び運搬先の敷地内並びに運搬ルート上に下水汚泥を落下又は飛散させないこと。万一、落下・飛散させた場合は、すみやかに、清掃・消毒・消臭し、運搬ルートの管理者等（例えば道路管理者）や必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を書面にて委託者に報告（速報としての電話等の口頭やメールは可）すること。
- 2 業務委託している汚泥に異物混入があると処理処分及び処理処分過程で実施する下水汚泥成分分析に支障を来す恐れがある。よって、原則、使用する車両は下水汚泥専用とする。また、車両の部品が荷台に落下しない様に定期的に車両点検し、下水汚泥を積込前に荷台内に異物がないか必ず目視点検し必要に応じて清掃すること。
- 3 収集運搬量は、その都度トラックスケール等で計量すること。なお、日収集運搬量はその合計値とする。
- 4 次のような場合に運搬先が変わる場合があるので、協議の上、変更契約をする。

受託者は協議において変更契約を拒否することが出来る。なお、変更契約締結を拒否した場合は今後の入札に関して不利益を与えないが、当該収集運搬業務委託契約を解除する場合がある。

 - （1）別途契約している運搬先と契約解除し新たな運搬先と契約した場合
 - （2）別途契約している運搬先との契約はそのまま、一時的に新たに別の運搬先と契約した場合
- 5 第1条第5項で示す運搬先の搬入受入日時は、原則、深夜早朝を除く月曜日から土曜日（以下「運搬先搬入受入日時」という。）としている。なお、事前協議をすれば、運搬先搬入受入日時以外の搬入も可能としている。

また、緊急時においては事前協議なしに運搬先搬入受入日時以外の搬入を指示する場合があるので注意すること。
- 6 指示する収集時間又は運搬先の都合や運搬ルートの交通事情等で本条第5項で示す搬入受入日時に搬入できない場合があれば搬入時間調整を行うこと。

なお、搬入時間調整をするにあたっては廃棄物処理法や道路交通法等々関係法令に抵触しないようにし、第三者とトラブルを起こさないようにすること。
- 7 業務実施にあたっては別途契約している関係業務受託者と十分協議し協力すること。特に、収集及び搬入の予定時間については十分に調整を行い、運搬ルートの交通事情等で予定時間がずれる場合は連絡し予定時間調整等の対応をすること。
- 8 運搬設備（廃棄物の積替設備や車両等）の故障等で受託している収集運搬が一時的に不可能となる等緊急時には、原則、受託者が再委託するなどして受託している業務を行

うように努めること。

なお、緊急時には委託者も事前に指示した収集運搬下水汚泥量を変更するなどの調整をするが、協議の上の契約変更又は契約解除をする場合もあるので注意すること。

第5条 提出書類

1 契約時に提出する書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（発着地ともに必要）
- (2) 貨物自動車運送事業法による許可証の写し
- (3) 車両明細
 - ア. 車両の自動車検査証の写し
 - イ. 計量票
 - ウ. 覆蓋・開閉扉等荷台構造が本仕様書に定めた条件を満たすことを証明する書類（当該部の写真等）
- (4) 作業計画書
- (5) 運搬に船舶・鉄道を使用する場合は関係法令等に必要書類
- (6) その他運搬先または運搬先の自治体が求める書類

2 委託料請求時に提出する書類

- (1) 実績報告書
- (2) 請求書
- (3) 電子マニフェストの処分終了報告

第6条 再委託

- 1 受託者は、廃棄物処理法第14条第14項のただし書きにより本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令の規定により、「再委託承諾願」を事前に提出し、府の承諾を得ること。また、「再委託承諾願」には再委託先に関する第5条第1項に示す書類を添付すること。
- 2 再委託が廃棄物処理法及び関係法令、本委託契約（本仕様書含む）にもとづいているかの確認を目的に受託者は再委託契約後すみやかに再委託契約書の開示及び写しの提出を求める。なお、目的に対して必要ない部分の開示及び写しの提出は不要とする。
- 3 受託者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。
- 4 受託者は、再委託する内容に変更が生じた場合、直ちに府の承諾を得て、変更後の内容で本条第1項及び第2項の手続きを行うこと。

第7条 マニフェスト

電子マニフェストのJWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

第8条 その他

本仕様書に定めのない事項は、受委託者間で協議の上、監督職員が指示する。